



平成 22 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 福井コンピュータ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小林 徳也
 (コード番号 9790 東証第1部)
 問合せ先 専務取締役管理本部長 藪野 勝
 (TEL 0776-53-9208)

株式会社ダイテックホールディングによる 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成22年8月13日開催の取締役会において、株式会社ダイテックホールディング(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式を対象とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付け後も当社普通株式の上場が維持されることが予定されていることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っていません。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社ダイテックホールディング	
(2) 所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目22番20号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 堀 誠 代表取締役社長 堀 誠一郎	
(4) 事 業 内 容	1. グループを統轄する持株会社 2. グループ各社の総務、人事、経理業務 3. オンデマンド印刷事業 4. 不動産賃貸管理事業	
(5) 資 本 金	50,000 千円(平成 22 年 6 月 30 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成 18 年 7 月 3 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 6 月 30 日 現在)	有限会社ホリコーポレーション	34.18%
	財団法人堀情報科学振興財団	27.07%
	堀 誠一郎	16.54%
	堀 由紀子	9.10%
	前田 光子	8.80%
	株式会社ダイテックホールディング(自己株式)	1.98%
	橋本 加代	1.42%
	堀 誠	0.63%
	堀 百合子	0.03%

(8) 当社と公開買付者の関係等	資本関係	公開買付者は、平成22年3月31日現在の当社の発行済み株式総数の18.88%(議決権総数に対する比率では21.85%となります。)に相当する当社普通株式2,510,000株を保有しております。
	人的関係	公開買付者は、当社へ社外取締役1名を派遣しております。
	取引関係	当社と公開買付者との間には、重要な取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社のその他の関係会社に該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年8月13日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式を対象とした公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付け後も上場を維持することを予定していることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様判断を委ねることといたします。上記決議には、利益相反のおそれのある公開買付者の代表取締役である堀誠氏を除く、平成22年8月13日開催の当社取締役会に出席した取締役の全員一致で決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は建築、測量、土木といったコンストラクション分野のCAD(Computer Aided Design)ソフトウェアの開発・販売を主たる事業としております。昭和54年の創業以来、常に新しいバージョンをリリースすることでお客様のニーズにマッチする製品の開発・販売に努めてまいりました。その結果、現在では福井県内に本社及び開発センターを置き、全国30箇所以上に販売拠点を擁する国内有数のCADソフトウェアの開発・販売会社にまで成長いたしました。昨年より、当社は、日本国内の景気の減速と建設業界の経営環境の厳しさの影響を受けて当社の業績が悪化したことを踏まえ、企業体質をスリム化し、厳しい経営環境を耐え抜く経営体制の確立を目指すべく、事業の再構築及び経営の合理化を進めるよう努めてまいりました。

公開買付者は、子会社である株式会社ダイテックにおいて、当社と同じCADソフトウェアの開発・販売を主たる事業としております。公開買付者は、平成15年11月から当社の主要株主であり、現在も発行済株式総数の18.88%を持つ主要な株主であります。そのため、当社の事業内容を深く理解しており、当社の経営陣とは信頼関係に厚く、CADソフトウェアの経営環境について共通の認識を持っております。

当社の製品が建築・測量・土木といったコンストラクション分野を主な対象とする一方、公開買付者の製

品は大型ビル向け電気・空調・衛生設備設計を対象としており、主たるマーケットが異なることから、中長期的な協力関係にある公開買付者が当社普通株式を追加取得し、共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることが、当社の経営基盤の安定、企業価値の向上につながるものと判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

本公開買付けの買付価格である1株当たり450円は、本公開買付け公表日の直前営業日である平成22年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値299円に対して50.50%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成22年8月12日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均である303円（小数点以下四捨五入）に対して48.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の同取引所における当社普通株式の終値の単純平均である307円（小数点以下四捨五入）に対して46.58%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均である313円（小数点以下四捨五入）に対して43.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見表明の決議にあたり、公開買付者の当社に対する株式評価結果である1株当たり買付価格450円の妥当性を検証するため、第三者算定機関として、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を指名し、当社の公開買付価格に係る株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得致しました。なお、当社は、大和証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。また、大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

大和証券は当該算定書において、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による分析を行い、各手法における当社1株当たりの算定結果は以下のとおりです。

i 市場株価法では、当社株価の評価基準日を平成22年8月11日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について出来高加重平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を305円～329円までと算定。

ii 類似会社比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務諸表との比較を通じて当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を291円～376円までと算定。

iii DCF法では、当社の事業計画、当社を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を486円～578円までと算定。

本公開買付けに対する賛同意見の表明に係る決議が行われた当社の取締役会における審議及び決議には、堀誠氏以外の当社取締役全員が参加し、大和証券から提出された算定書を参考にして、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から本公開買付けにつき十分な協議を行った結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化及び中長期的な企業価値向上に寄与すると共に、本公開買付けの諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断し、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付け後も上場を維持することを予定しており、企業価値の向上を目指していく方針であるため、株主の皆様が当社普通株式を継続して保有されることも考えられることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しております。

また監査役の全員が、取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を

述べております。

本公開買付け後は、当社と公開買付者において、共同研究開発、営業の相互支援など協業を行うことを検討しております。また、当社は福井県内では数少ない上場企業であり、人事採用、広報などの面で上場メリットがあることから、現状では公開買付者と合併や経営統合などを行う予定はなく、当社と公開買付者は共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることにより、当社の企業価値の向上、さらなる発展に具体的な成果を挙げるために真剣に努力していきたいと考えております。なお、本公開買付け完了後に、当社は公開買付者とのさらなる協業の進展のために、公開買付者からさらに若干名の取締役を派遣することも含め、人的関係をさらに進めることを視野に入れております。なお、本公開買付けは、買付予定数に上限を設定しており、公開買付者が当社普通株式の過半数を取得して当社を公開買付者の子会社とすることは企図していないことから、当社は公開買付者の子会社とならない見込みです。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにより公開買付者が取得する当社普通株式の上限は3,000,000株とされており、公開買付者が当該上限数を取得した場合においても、公開買付者の当社普通株式の保有割合は発行済株式総数の41.44%にとどまります。(当社は議決権のない自己株式を1,806,800株保有していますので、議決権総数に対する比率では47.96%となります。)

また、公開買付者からは本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではない旨の説明を受けておりますので、当社としては、本公開買付けが成立した後も引き続き上場を維持する方針です。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本公開買付けに関する意見表明のための取締役会においては、当社の取締役である堀誠氏は公開買付者の代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて当社株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者機関である大和証券に当社普通株式の価値の算定を依頼し、平成22年8月12日付で算定書を取得しました。

3. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、最大で当社の議決権の47.96%を取得することになります。従って、本公開買付けの成立後、公開買付者は当社の筆頭株主となる見込みであります。

当社と公開買付者は共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることにより、両社の企業価値を向上させ、さらなる発展を図りたいと考えております。なお、現在、公開買付者は当社に対して社外取締役1名を派遣しておりますが、本公開買付け完了後に、当社は公開買付者とのさらなる協業の進展のために、公開買付者からさらに若干名の取締役を派遣することも含め、人的関係をさらに進めることを視野に入れております。なお、本公開買付けは、買付予定数に上限を設定しており、公開買付者が当社普通株式の過半数を取得して当社を公開買付者の子会社とすることは企図していないことから、当社は公開買付者の子会社とならない見込みです。

当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにより公開買付者が取得する当社普通株式の上限は3,000,000株とされており、公開買付者が当該上限数を取得した場合においても、公開買付者の当社普通株式の保有割合は発行済株式総数の41.44%にとどまります。(当社は議決権のない自己株式を1,806,800株保有していますので、議決権総数に対する比率では47.96%となります。)本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、当社は、本公開買付けの成立後も引き続き当社普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を維持する方針です。

9. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「福井コンピュータ株式会社普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、公開買付者が金融商品取引法施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開した時から12時間を経過するまでは、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、当社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事又は行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

「添付資料」

平成 22 年 8 月 13 日

各位

会社名	株式会社ダイテックホールディング (非上場)
代表者名	代表取締役会長 堀 誠 代表取締役社長 堀 誠一郎
本社所在地	名古屋市中区錦 3 丁目 22 番 20 号
問合せ先	取締役管理部部長 後藤 美樹 電話 052 (971) 6611

福井コンピュータ株式会社普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ

株式会社ダイテックホールディング(以下、「当社」といいます。)は、平成 22 年 8 月 13 日開催の取締役会において、福井コンピュータ株式会社(コード番号: 9790 東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

① 当社、株式会社ダイテックホールディングは、現在、対象者の発行済普通株式(以下「対象者株式」といいます。)2,510,000株(対象者が平成22年8月6日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の対象者の発行済株式総数13,295,000株に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。)18.88%)を所有しておりますが、今般、対象者の普通株式を対象として公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

本公開買付けは、資本構成の安定化、共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることによる対象者の企業価値の向上を目的としており、上場廃止を企図するものではないことから、買付予定数の上限を 3,000,000 株(所有割合 22.56%)に設定しております。仮に当社が 3,000,000 株をすべて買付けいたしますと、対象者の発行済株式に占める当社の所有株式数は 5,510,000 株(所有割合 41.44%)、議決権数 55,100 個(対象者の総株主等の議決権の数(平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 13,295,000 株から同日現在の対象者の保有する自己株式 1,806,800 株を控除した株式数に係る議決権の数 114,882 個)に対する所有株式数等に係る議決権保有割合(以下「議決権保有割合」といいます。)47.96%(特別関係者を含めた議決権保有割合 50.37%))となります。

② また、対象者公表の平成 22 年 8 月 13 日付「株式会社ダイテックホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によると、対象者は、平成 22 年 8 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格その他の条件、安定した株主関係の構築のメリット、当社と対象者との間に生じるシナ

ジー等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資すると判断し、対象者の取締役である堀誠を除く出席した取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の決議を行い、あわせて、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持されることが予定されていることから、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねる旨の決議を行っています。

なお、対象者の取締役である堀誠は当社の代表取締役でもあることから、利益相反を回避するため、本公開買付けに関連して開催された対象者取締役会において、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していません。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由、本公開買付け後の経営方針

① 当社は、平成18年7月に純粹持株会社として設立された株式会社であります。傘下の事業会社の一つである、株式会社ダイテック(以下「ダイテック」といいます。)において、大型ビル向け電気・空調・衛生設備設計のCAD (Computer Aided Design)ソフトウェアの開発・販売を行っております。同社は、平成18年まで、ジャスダック証券取引所に上場しておりましたが、当時の厳しい経営環境の中、将来にわたって企業価値の向上を成し遂げていくためには、不採算事業からの撤退、更なる新規事業への進出、経営の合理化等をはじめとした事業構造の改善によって、収益力の強化を図ることが不可欠であり、それを実現するため、中長期的な視点に基づいた経営戦略を短期的な業績変動による株価の上下に捉われることなく、迅速に判断・遂行し得る体制を整備する必要があったため、非上場化を選択、平成18年7月に株式移転によって、当社の子会社となり、現在に至っております。

一方、対象者は、昭和54年12月にコンピュータソフトウェアの開発及び販売を目的として、「福井コンピュータ販売株式会社」として設立され、平成元年9月に業容の拡大に伴い本社ビルを建設、移転、商号を「福井コンピュータ株式会社」に変更し、平成16年12月のジャスダック証券取引所への株式上場を経て、平成19年3月に東京証券取引所市場第一部指定銘柄となり、現在に至っております。対象者は建築・土木・測量のCADソフトウェア開発・販売を主たる業務として行っており、マーケットは異なりますが、ダイテックと同業者であります。

② 当社が対象者株式の18.88%(議決権保有割合21.85%)を保有しているきっかけは、平成11年に、ダイテックが当時対象者の代表取締役社長であった小林眞氏(以下「小林眞氏」といいます。)から個人保有の対象者株式200,000株の取得を依頼されて1株640円で取得したことに端を発します。その後、ダイテックは対象者株式を平成15年11月1日に第三者割当増資で、2,000,000株を1株252円で取得し、さらに平成15年12月10日には、再度小林眞氏から個人保有の対象者株式310,000株の取得を依頼されて1株280円で取得しております。そして、当社は、平成20年10月1日付で吸収分割によりダイテックから対象者株式2,510,000株を承継しております。小林眞氏が、個人保有の対象者株式につきダイテックに取得を依頼してきたのは、小林眞氏の個人事業であるリライム温浴施設を運営する個人企業、株式会社フューチャーでの借入金返済のために資金が必要であったからと理解しております。また、第三者割当については、対象者の業績低下に伴う運転資金の確保という意味合いがあったと理解しております。他方、ダイテックが平成15年当時に、これら対象者株式の取得を行った理由は、対象者との業務提携を企図してのことでしたが、結果的には小林眞氏の意向で、ダイテックが意図した業務提携は実現しませんでした。

③ 小林眞氏は平成22年5月10日に対象者の代表取締役社長を解任されており、平成22年6月25日の株主総会を経た現在は取締役には選任されておらず、また対象者の従業員としての地位にもありません。解任の理由について対象者は、平成22年5月10日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」において、以下のような開示を出しております(「当社」とあるのは、「対象者」を指します。)

「平成22年4月12日公表の『事業等のリスク』の記載内容のお知らせ」にありますように、旧代表取締役社長小林眞は、個人事業及び個人の借入金返済を約7ヶ月間停止しております。また、このことにより、担保提供している当社株式約2,871千株が売却(担保権の行使)される可能性があります。このように代表取締役社長の社会的信用の失墜は、当社の信用悪化につながり、ひいては企業価値に悪影響を及ぼしかねません。取締役会といたしましては、今後も上場企業として業績の拡大、会社の発展に向けた責任を全うすべく、また道義的責任、コーポレートガバナンスの観点からも代表取締役の上記のような現状を重く捉え、本日開催の取締役会において代表取締役を解任いたしました。」

④ これに先立ち、小林眞氏は、かねてより個人企業を通じて運営しておられたリライム温浴施設事業に係わる借入金の元利支払いが不能となり、現在、株式会社福邦銀行(以下「福邦銀行」といいます。)及び株式会社北國銀行(以下「北國銀行」といいます。)に個人保有の株券及び共同保有者の株券を担保として供出しております。

この間の事情については、対象者の平成22年6月28日提出の第31期有価証券報告書の記載を下記に引用いたします(「当社」とあるのは、「対象者」を指します。)

「株式会社フューチャーについて

当社の代表取締役社長である小林眞(平成22年5月10日に代表取締役を解任)は、福井市開発町においてリラクゼーション施設「リライム」を運営する株式会社フューチャー(資本金490百万円)の発行済株式のうち76.5%を保有するとともに、株式会社フューチャーの取締役会長を兼務しております。平成21年10月期現在、株式会社フューチャーは債務超過の状況にあります。同氏とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定める共同保有者をいいます。)は、同氏の保有する当社株式約1,804千株とその共同保有者の保有する当社株式の一部の合計2,031千株(当社発行済株式数の15.3%)を同氏とその共同保有者が債務保証する株式会社フューチャー及び同氏個人の銀行借入金総額約36億円(平成22年3月31日現在)の担保として福邦銀行に提供しております。また、同氏は北國銀行と株式会社北陸銀行(以下「北陸銀行」といいます。)の同氏個人の借入金に対し、当社株式を担保として提供しております。北國銀行には同氏個人及び同氏が債務保証する借入金約7億円の担保として810千株(当社発行済株式数の6.1%)を、北陸銀行には同氏個人の借入金約5千万円の担保として30千株(当社発行済株式数の0.2%)を提供しております。上記3行の借入金返済については約7ヶ月の遅延が発生しておりますが、現在、改善に向けて銀行と協議を行っております。今後、各銀行との協議結果により当社株式に係る担保権が行使された場合、市場での売却により当社株式の価格に影響を与える可能性があります。また、株主構成が変動することにより当社グループの経営状況が不安定となる可能性があります。なお、平成22年3月期において、当社と株式会社フューチャーとの間で飲食及び施設の利用等の取引1百万円が生じております。」

- ⑤ 上記のように、小林眞氏の所有株式が不安定な現況に鑑み、当社は、小林眞氏に次ぐ第二位株主として、対象者の株主構成が不安定であることにより、対象者の経営状況の安定性が失われ、ひいては営業に悪影響が及んでしまう事態を避けたいと考えております。

ダイテック及び当社は、小林眞氏が、対象者の事業としてフィットネスマシン事業への無理な新規参入で損失をもたらす可能性にも平成20年から警鐘を鳴らし、より良きコーポレートガバナンスの確立を主張して、株主総会での株主提案等、対象者の取締役会に対して正しく会社運営をして頂きたいと訴えてきました。小林眞氏は、対象者においては、自身の主張するフィットネスマシン開発・販売の新規事業に注力すべきとのご意見でしたが、ダイテックは、この事業を遂行することは合理的判断ではなく適当ではないとして、社外取締役としてダイテック代表取締役社長(当時)の橋本洋光を選任するよう、平成20年の定時株主総会に株主提案を行いました。この年には株主提案は否決されましたが、翌平成21年には、再度当社代表取締役社長(当時)の橋本洋光の社外取締役選任を求め、会社側提案として定時総会において可決されました(橋本洋光は平成22年6月12日に逝去しましたので、現在は平成22年定時株主総会で選任された、当社代表取締役会長堀誠が対象者の社外取締役を務めております。)。このように、対象者には、当社の意見を最終的には取り入れて頂き、相互理解を深めることができました。その後、対象者においては、フィットネスマシン開発販売事業は中止され、平成22年5月、小林眞氏は代表取締役の職を解任されて、平成22年6月25日の株主総会を経た現在は取締役を選任されておらず、また対象者の従業員の地位にもありません。

現在、当社と対象者とは良好な関係にあります。今後、当社は安定株主として、対象者の更なる発展に寄与したいと考え、十分なプレミアムを付けての公開買付けにより、小林眞氏とその共同保有者所有の株式、あるいは一般株主の保有する対象者株式を取得したいと企図しております。

- ⑥ 以上、申し述べましたとおり、当社は、対象者の将来の発展に寄与したいと考えており、当社の子会社であるダイテックと対象者は同業ですが、マーケットが異なるため、本公開買付け後は、共同研究開発、営業の相互支援などの協業の効果は大きいと考えております。対象者は、福井県では限られた上場企業であり、人事採用、広報などの面で上場メリットがあることから、現状では当社と合併や経営統合などを行う予定はなく、当社と対象者は共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることにより、対象者の企業価値の向上、さらなる発展に具体的な成果を挙げるために真剣に努力していきたいと考えております。なお、本公開買付け完了後に、当社は、対象者とのさらなる協業の進展のために、当社からさらに若干名の取締役を派遣することも含め、人的関係をさらに進めることを視野にいれております。

(3) 買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書を取得

対象者は、当社が提示した本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者から独立した第三者機関である大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け価格の妥当性を検討する際の参考資料として、対象者の株式価値に関する「株価算定書」を取得してい

ることです。なお、対象者は大和証券からフェアネス・オピニオンは取得していないことです。

大和証券は当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による分析を行い、各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおりに示されていることです。

- i 市場株価法では、対象者株価の評価基準日を平成22年8月11日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について出来高加重平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を305円～329円までと算定。
- ii 類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を291円～376円までと算定。
- iii DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を486円～578円までと算定。

②取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けに関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の取締役である堀誠は当社の代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加しておりません。

なお、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成22年8月13日開催の対象者の取締役会には、対象者取締役の堀誠以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で賛同の決議を行い、あわせて、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持されることが予定されていることから、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねる旨の決議を行っています。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたということです。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

当社といたしましては、現時点において、本公開買付け後に対象者の株式を追加取得する予定はありません。ただし、本公開買付けにおける応募が極端に少なく、本公開買付け後における、議決権所有割合が34%を下回るような事態が生じた場合には、議決権割合が34%に達するまで、対象者株式を市場において追加取得する可能性があります。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

本公開買付けは買付予定数の上限を3,000,000株としており、本公開買付け後の当社の議決権所有割合は最大で47.96%にとどまる予定です。従って、本公開買付け成立後も、対象者の普通株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みです。

2. 公開買付の概要

(1) 福井コンピュータの概要

① 商号	福井コンピュータ株式会社
② 所在地	福井市高木中央1丁目2501番地
③ 主な事業内容	建築・測量・土木CADの開発販売
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林徳也
⑤ 資本金	1,631百万円（平成22年6月30日現在）
⑥ 設立年月日	昭和54年12月17日
⑦ 大株主及び持ち株比率	（発行済株式総数に対して、小数点以下第三位四捨五入）
	小林 眞 19.91%
	(株)ダイテックホールディング 18.88%
	(株)北國銀行 2.85%
	小林 清子 2.33%
	小林 真一郎 2.04%
	山崎 喜由樹 1.84%
	三井住友火災海上保険(株) 1.68%
	福井コンピュータ従業員持株会 1.76%
	(株)イチネンホールディングス 1.57%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口 1.00%

⑧ 当社との関係

当社は第二位の大株主であり、当社代表取締役会長、堀誠は対象者の社外取締役を勤めております。

(2) 買付けの期間

平成22年8月16日(月曜日) から 9月10日(金曜日) の20日間

(3) 買付けの価格

1株につき450円

(4) 買付価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、対象者に対して公開買付けの提案がなされた平成22年7月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の過去1ヶ月間終値単純平均297円、過去3ヶ月間終値単純平均316円及び過去6ヶ月間終値単純平均313円を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を297円から316円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に、最近の株式市況の動向、対象者株式の市場株価動向を考慮した結果、上記算定の過去1ヶ月の終値単純平均297円を算定の基礎とし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、さらに対象者と協議を行い、本公開買付けの対象者による賛同の可否の可能性及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けが特定の対象者株主と事前の応募の内諾なく実施されることに鑑みて、対象者の既存株主に対して対象者株式の算定価格297円に51.52%のプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断し、最終的に平成22年8月13日開催の取締役会において本公開買付けにおける対象者株式にかかる買付価格を1株あたり450円と決定いたしました。

本公開買付価格である450円は、公開買付開始公告日8月16日の前々営業日である平成22年8月12日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値である299円に対して50.50%のプレミアムを、平成22年7月13日から平成22年8月12日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均である303円に対して48.51%のプレミアムを、平成22年5月13日から8月12日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均である307円に対して46.58%のプレミアムを、平成22年2月15日から8月12日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均である313円に対して43.77%のプレミアムを付加した額に相当します。

②算定の経緯

ダイテックは、平成11年に、対象者の小林眞氏から個人保有の対象者株式200,000株の取得を依頼され、対象者株式を1株640円で取得しました。その後、平成15年11月1日に第三者割当増資で、対象者株式2,000,000株を1株252円で取得し、さらに平成15年12月10日には、再度小林眞氏から依頼されて個人保有の対象者株式310,000株を1株280円で取得しております。

当社と対象者は、平成15年当時に、これら対象者株式の取得を行った理由は、対象者との業務提携を企図してのことでしたが、結果的には小林眞氏の意向で、ダイテックが意図した業務提携は実現しませんでした。その後、平成22年5月10日に小林眞氏は代表取締役の職を解任され、小林眞氏及びその共同保有者の保有株式が金融機関の担保に供されるなど、対象者の資本構成が不安定化している現在、対象者の第二位株主である当社が、対象者の資本構成の安定化に寄与する必要があると判断し、対象者取締役会と協議をいたしました。その結果、当社と対象者は、共同研究開発、営業の相互支援などの協業を進めることにより、対象者の企業価値の向上、さらなる発展に努力していきたいとの考えから、本公開買付けの実施を決定するに至りました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、対象者に対して公開買付けの提案がなされた平成22年7月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の過去1ヶ月間終値単純平均297円、過去3ヶ月間終値単純平均316

円及び過去6ヶ月間終値単純平均313円を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を297円から316円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得していません。

当社は、上記分析結果を参考に、最近の株式市況の動向、対象者株式の市場株価動向を考慮した結果、上記算定の過去1ヶ月の終値単純平均297円を算定の基礎とし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、さらに対象者と協議を行い、本公開買付けの対象者による賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けが特定の対象者株主と事前の応募の内諾なく実施されることに鑑みて、対象者の既存株主に対して対象者株式の算定価格297円に51.52%のプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断し、最終的に平成22年8月13日開催の取締役会において本公開買付けにおける対象者株式にかかる買付価格を1株あたり450円と決定いたしました。

本公開買付価格である450円は、公開買付開始公告日8月16日の前々営業日である平成22年8月12日の対象者普通株式の東京証券取引所における終値である299円に対して50.50%のプレミアムを、平成22年7月13日から平成22年8月12日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均である303円に対して48.51%のプレミアムを、平成22年5月13日から8月12日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均である307円に対して46.58%のプレミアムを、平成22年2月15日から8月12日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均である313円に対して43.77%のプレミアムを付加した額に相当します。

そのため、本公開買付価格は、対象者による本件買付けへの賛同の可否という観点からも合理的と考えております。

なお、当社は、本公開買付価格の算定に際しては、第三者の意見の聴取等は行っておりませんが、対象者は、当社から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び対象者から独立した第三者機関である大和証券より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株価算定書」を取得しているとのこと。なお、対象者は大和証券からフェアネス・オピニオンを取得していないとのこと。

大和証券は当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による分析を行い、各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおり示されているとのこと。

- i 市場株価法では、対象者株価の評価基準日を平成22年8月11日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について出来高加重平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を305円～329円までと算定。
- ii 類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を291円～376円までと算定。
- iii DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式

価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を486円～578円までと算定。

対象者は、平成22年8月13日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び当社の財務状況、対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであると判断し、対象者の取締役である堀誠を除く出席した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の決議を行い、あわせて、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持されることが予定されていることから、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねる旨の決議を行っています。

なお、対象者の取締役である堀誠は当社の代表取締役であることから、利益相反を回避するため、本公開買付けに関連して開催された対象者取締役会において、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していません。

(5) 買付予定の株式数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,000,000(株)	— (株)	3,000,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(3,000,000株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付けによる所有株式数の異動

【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	30,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年8月16日)(個)(d)	25,100

dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成22年8月16日)(個)(g)	2,769
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年6月30日)(個)(j)	114,840
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))%	26.11
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	50.37

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数3,000,000株に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の平成22年8月6日提出の第32期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成22年6月30日現在の対象者の発行済株式総数13,295,000株から同日現在の対象者の保有する自己株式1,806,800株を控除した株式数11,488,200株に係る議決権の数114,882個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 特別関係者の所有株券も本公開買付けの対象としているため、特別関係者からの応募があった場合には特別関係者による応募株券等の全部の買付け又はあん分比例による買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は50.37%を下回ることとなります。

(7) 買付代金

1,350 百万円

(注)買付け予定数、3,000,000 株を買付けた場合の見積額です。

(8) 決済の方法

①公開買付代理人 黒川木徳証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号

②決済の開始日 平成22年9月16日(木曜日)

(注) 金融商品取引法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年10月4日(月曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は各支店にてお支払いします。その他詳細については公開買付届出書をご参照ください。

(9) 公開買付開始公告日

平成 22 年 8 月 16 日(月曜日)

3.福井コンピュータとの公開買付けに関する合意

上述のように、福井コンピュータ取締役会は、本公開買付けに賛同しております。また、繰り返しとはなりますが、対象者の取締役である堀誠は当社の代表取締役でもあることから、利益相反を回避するため、本公開買付けに関連して開催された対象者取締役会において、その審議及び決議に参加していません。

4.公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 公開買付けの目的」をご参照ください。

以上